

木津町区は安全で安心できる街づくりを目指して、下記の「木津町区開発要綱」を定め、農地転用並びに宅地造成・集合住宅等に関して開発会議を実施しています。

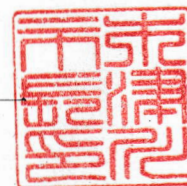
## 木津町区開発要綱

1. 木津川市開発行為等についての要望事項（回答）
2. 木津川市【農地転用時】意見書
3. 木津川市【建築確認時】意見書
4. 工事計画概要書
5. 木津川市木津町区地内造成・集合住宅(分譲住宅)等開発協議添付資料チェックリスト
6. 木津町区開発協定書ひな型
7. 木津町区開発行為等の【同意書】ひな型

6木都第123号  
令和6年6月7日

木津町区地域  
地域長 田中 芳久 様

木津川市長 谷口 雄



開発行為等についての要望事項（回答）

平素は、市政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成24年2月7日付け木津町区総23第1号でいただいた要望に係ります  
平成28年5月27日付け8木都第119号で修正した回答について、下記のとおり修正させていただきます。

記

- 1 開発行為の地元協議並びに同意（500㎡以下も含）について  
木津川市開発指導要綱に規定する開発行為については、これまで同様に地元協議を指導し、指導要綱に規定しない開発行為（農地等すべての地目転用）の届出があった場合も地域長に連絡するよう申し伝えます。
- 2 建築確認申請の地元協議（個人・法人共）について  
建築確認申請事前協議にあわせて木津町区地域内の該当する物件については、地域長に連絡するよう申し伝えます。
- 3 中高層協議について  
共同住宅、寄宿舍等の用途に該当する中高層建築物につきましては、木津川市開発指導要綱に基づき、これまで同様に地元協議を指導し、地域長に連絡するよう申し伝えます。

※上記3項目について、地元協議を指導し、地域長に連絡するよう申し伝えます。

# 意見書

木津川市都市計画課

木津町区地域において、建築・造成行為をされる場合は、事前に木津町区地域長に対して建築・造成行為の概要説明を行っていただきますよう、本地域より要望が出ています。

つきましては、木津町区地域長へその旨の連絡をしてください。

木津町区地域長

令和 年 月 日

木津町区地域で建築される方へ

様

木津川市都市計画課

木津町区地域での建築に関しましては、建築確認申請時、木津町区地域長に対して建築の概要説明を行っていただきますよう、本地域より要望が出ています。

つきましては、木津町区地域長へその旨の連絡をしてください。

なお、地域長の連絡先については、以下のとおりです。

木津町区地域長

令和 年 月 日